『県史史料』

細川

五八頁)。

名の されてい 職を兼任、 松岡七左衛門には、 数名の組付家臣が従ったようで、 計 0) 『県史史料』 代官だったことが分かり(「日 Ŧi. 名が たことがうかがえる。 転任していたこと、また郡単位に複数の代官が任命 付けられている 細川 黒部吉兵衛組家臣二名、 (三) 六九頁)、 <del>一</del>日 更にこの代官には 例えば寛永七年の田 家臣が郡単位に設置 帳 帳 寛永七年十月二十八日 寛永七年十二月 井門重元組家臣三 「番」として 川郡代官 0) + 代官 日

庄屋)、 とも惣庄屋は細川氏入国以前にすでに豊後国の一部でみられた は禅源寺手永に成る」(『四日市村年代記』)、また同内 に おかれた。 たとされ ていた地域呼称で、 (『禅源寺 手永・ 「松原作右衛門、 屋制の成立 惣庄屋制度が 「松原の作右衛門休役蟄居、 には、 各手永には藩から手代が派遣された。 惣庄 また、 る 年 なお手永・惣庄屋の名称は、 (『企救郡誌』上巻)。その統括者は惣庄屋 代 豊後国 記) 慶長十. され手永と呼ばれた。 各郡には十数か村を単位とする行政区画 とあ 部採用されていたことがうかがえる。 麻生惣庄屋役御免にて蟄居仰せ渡され、 細川氏が入封以後、 湯 -六年の 布院 ŋ, 細 『小倉藩人畜改帳』 横灘と木付 惣庄屋麻生禅源寺手永に成る」 Ш 氏 入封の早い 手永は本来は郷と呼ば このような名称 慶長八年 ( 杵築) 各村には庄屋が 時 (『大日 (一六〇三) 廻の松井康 期 ょ 容の記事 b, (のち大 『が設定 本近 を与え b 丰 跡

> 之の 手永もみられ、 とみられよう。 頁、 期 0) 捌は郷に相当するものであろうが、 細 分ら元和 在方支配の単位とされ、 濵 預 手永・ (忠興の甥) かり地の |初期との見方もあり(『豊津町史』上巻一〇〇 惣庄屋制度が細川領内に定着し出すのがこの 手永 ただ後述の 幕府領、 の知行地に 惣庄屋制の確立までには少し時間 松井康之の知行地、 捌が手永に名称を変えるのは慶 ように元和段階でも惣庄屋が 捌 (さばき)」 郡方支配機構未確立 が見られ 蔵 入地、 n る。 萩 原 八~九 0) な 時期 長末 時 この 兼 従

# 空二節 細川期の農村状況

かったようである。

するい ば そのための土 など古代から存在したが、 出 打などとも 有する田畑 図 検地方針が示され、 検 大名独 地の方針 荘園制下 わば土地調査のことである。 自 v ・った。 の検地が行わ 屋敷地の面積・ 地政策の基本が検地といわれるもので、 の検注や内検、 握は経済基盤 大名にとって領 土地調査にあたるものは律令制下 近世初期大名の領内基盤を作ることにな 戦国末期に大名支配の一円化が進行 れるようになった。 石高を調査し、 0) 鎌倉幕府の大田文(おおたぶ 確立 内の耕り 俗に竿入、竿打、 の上で重要なことであ 作地の状況 村高・村境を決定 その や生産性 縄入、 農民の保 0) 田 の掌 み 籍

る農政 0 基本をうかがうことができる。

が、 七月 地を実施した。 示改定」 豊前 全二十三ヶ条からなる法度を抜粋しておこう。 「検地法度」(『字佐市史』上巻、 (『禅源寺年代記』)を目途とする徹底したも 国と豊後のうち二 それは、 |村々山里ともの 郡を拝領した細 広崎文書) が Ш 忠興も、 ħ 無 を打ち Ļ のであった 慶長六年 旁 出 榜 し検

は

- 田畠壱反三百歩たるへき事
- 田畠付様五段之事、 並山畑付い
- かり畠 ハ別ニ帳を可付
- 田地多百姓すくなし 姓多方へ可付事 在所、 又すくなき百姓多在 所 郷ニ 田地ヲ百
- 居屋敷可付事
- 田畠之荒地、 当荒、 永荒念入可付分事
- 日そん、 水そん所可付分事
- 郡々田地入組さる様ニ可付事
- 検地は多少在所在之共、 在所切可打立、 帳を可結事

帳自体には慶長七年七月ないし八月ぐらいまで作成作業が続

慶長七年七月条など)とあるように、

検 行よ

地

地実施日とされる日付なの

かもしれない

たともみられることを示す記録もあり、

検

地帳の年月日

付は

り差上」(『綿考輯録』

2表)。

慶長七年七月に「

御検地済、

諸帳面等不残有吉立

- 帳作之宿、 百姓出入禁制たるへき車
- 田畑打候処ニ、 地主ヨリ外に一 切寄間敷事

五段階とした。 耕地や荒廃状況、 設定である。 この 検 地の方針は次のように要約できる。 畦 田 畠 溝や荒れ地、 また井手・ 反三百歩と太閤検地を踏襲し田 堤 · 日照り 川除など水利利用地等の掌 、や水害による損 第 に、 検 害地 畠 品位は 地基準 など

> 村、 ŧ, 現存せず、 第三に郡・ 気などの 同郡高家村のものが残され ら十一月にかけた日付 うにし、また検地は村単位で実施されることとなった。 夜整理されて、 百姓数の不均衡の是正をはかり、 が企 「田畑打候処」に 京都郡分は確認されていない(『豊津町史』上巻七七六頁第 京都郡尾倉村、 検地の実情を示す検地帳は慶長六年(一六〇一)の八 図された。 理 田川・宇佐・ 村単位による耕地 由がない限り立ち会うこととし、 帳簿作成場所への百姓の出入りは禁止され 第二に厳格な実施である。 宇佐郡山袋村、 「一切寄間敷」と除外され、 (一部作成月日なし)で、 国東・速見各郡に見られる検地 ているが、 ・百姓の整理である。 耕地が二郡にまたがら 同郡猿渡村、 現勝山町域 逆にそれ以外 耕 地 田 関係 同郡宇佐 検地結果は 0) 所持 Ш 耕 那弓 0) 地 一面積と 村目 者は b な 削 月 の者 た。 村 0) ょ 録 は 田 か 病

町 施 人 で人畜改めを行い、 忠利は襲封の元和八年 畜 改 帳 すると直ちに速見郡 細川忠興は検地とともに慶長六年に豊後に入国 その後慶長 (一六二二) 十四四 由 領国全域 布院 年、 同 (現大分県湯 + の人畜改 六 年 Ø b 布 実

報なども記 人畜改め る 0) 調査後に作成された帳簿に石高に関する情

豊前地方及び豊後 上げである。 位の記載ではなくそれらを村ごとに集計した戸口・牛馬数の書 基づく人畜改帳は著名である。 所領の豊前・豊後及び転封 役夫の台帳である。 ど)ごとに受持高、 るものを書き上げさせた。すなわち役負担可能な家 に男女別・年齢別の集計を出すことによって夫役負担能力のあ 屋敷地を調査し、 査という性格を持つのに対し、人畜改めは村内の百 実態調査といえる。その帳簿には人畜改帳や家数改帳 大名にとってさきの検地と人畜改めは である。 戦国 家付人付帳・ 織豊期から近世 ともあれ、 村落構成員を把握するばかりでなく、 棟別帳などの名がある。 0 単独に行われたものとして、 家族の男女別年齢 部の農村事情をうかがうのに大変有益な 当 時 初 (寛永九年)後肥後で行った調 頭にかけて行わ (江戸時代の初め) ただし細川 ··· 軒 W 検地が土地生産 氏の帳簿は百姓 (家) わばセット れた農村労 の本 数·牛 細川氏がその ( 役 家) 町を含む 竈 村ごと 'n ·馬数 ・家付 働 かか 電単 査に 方調 政 力 ع ま 0 策

細川 御改帳 本近世史料 Ш 氏関係史料が寄託される熊本大学に保存されるが、 氏作成の 「人付帳」「家人牛馬之御帳」などである。 小倉藩人畜改帳』一~五巻に収められており活字 原 帳簿名は 「人畜御改帳」「家付・人付 人畜改帳 大日 牛馬

> には り、 四万九五四三軒となり、 る。 役と呼ばれる労働役)の把握を目的としていたことがうかがえ 単位に家数・男女人数と内訳 郡・下毛郡及び豊後国宇佐郡・国東郡 たる豊前 仮題が与えられている。 二冊はともに先述の活字本第二巻に掲載され、 月五日付で「京都郡人畜御改帳」と題される帳簿である。 で見ることもできる。 万三〇八二疋、 ることにより、 る障害者の人数も記され、また男性が十五歳を基準に整理され 数とはいえ、 下の各男人数・牛馬数とその内訳などが記載される。 小倉藩領の戸口及び家畜 (視力障害者)や「こしぬけ なお本帳によれば、 表紙が欠けるため年月日や原書名不詳 「豊前國並豊後國國東郡・速見郡人畜改帳總目録」という 国規矩郡・ いわゆる農作業労働は難しい「めくら 馬五二四二疋で、 人畜改帳が役負担者 田 本 Ш 男女総数は一〇万四八五八人、 家数総計は記されないが、集計すれば 仮題に示されるように細川 一町が属する京都 郡 (腰抜)」(身体障害者)と呼称され 京都 就業別人数・十五歳以上と同以 数と考えてよいであろう。 これが元和八年ごろの 郡 (年貢などの諸納入役 ・速見郡につい 仲津 郡関 帳簿及び元 郡 係帳 標題不詳 築城 氏所 簿 て、 郡 は二 就業別 和 (盲目)」 牛数 領にあ 八年七 細 0 上毛 ₩ や夫 前 Ш 氏 あ

六二か村からなる。このなかで惣庄屋がおかれている村が岩熊 行 京 政 都 区 郡 の 域 より 元和八年七月五日付の「京都郡人畜御改帳. 本 郡 0 概要を眺 め てみよう。 本 郡 0) 村 は

(牛馬)

衛 村 にあたっており、 藩 グル 稲光 稲光 へ提出して 1 Ŧī. 村 郎兵衛 堅島 村 ることが分かる。 本帳の奥付よりこれらの惣庄 堅島四. 雨 窪村 郎 左衛門 0 四 か 更に本帳記載 • 村 雨 あ ŋ, 窪 郎右衛門がその それぞれ岩 屋 0 が本帳を作成 最 初 から 熊 孫 任 兵

水・平尾 上久保・ 飛松・ 下 久 西谷 保 箕 **行** 田 橋) 図 大谷 師 田 宮 行 原 橋 上 堤 野 行 下 橋) 田 中 御 手 久

保・黒田 岩熊 長川・ 菩提 池

### 第二グルー

草 Ш 野 副 ガ 行 黒 **世** 橋) Щ 苅  $\square$ 田 塚 苅 行 上 田 津 橋) 熊 法 (行橋) 稲 正 寺 光 苅 行 行事 田 橋 下 行 谷 村 橋 津 熊 苅 吉国 (行 田 橋 行 葛

#### 第三グル ]

橋) 橋 徳永 遠 苅 田 苅 行橋)・ 延永 豊 鋤 田 高 津 崎 来 岡崎 行 苅 福丸 (行橋)・入学 橋 田 (苅田)・ (行橋) · 長 検 木 地 下 行 行 神田 (入覚、 常松 橋 橋) (恒松、 (行橋) 上 下 行橋)・すまその 田 崎 行橋) 長尾 池田 **行** 橋) 行 堅島 上稗 橋) 中 (片島、 田 Ш (須磨 苅 行 行 田

#### 第四 グル 1

津 苅 田 尾 倉 苅 田 集 苅 田 南 原 苅 田

馬

場

庄

は

旗 田 浜 町 苅  $\underline{\mathbb{H}}$ 光 玉 苅 田 提 ガ 田 与 原 苅

田 雨 窪 苅 田 松 Ш ガ 田

三は堅島、 り藩 たもの とわかれることが記載形式の違い たちで京都 からの指示により、 は現勝山町以外 郡の 第四は雨窪の各惣庄屋が作成し、 人畜改帳 が属の 第 が作成されたと考えられ 対で、 グ ループは岩熊、 現行自治体名を加えた)。 から分かる それを合わせるか (なお括弧を 第二は稲光、 付 ま 第

#### 惣庄屋と庄屋 京都郡の 一位グ ルー プの 編成基準は明ら か

わ

頁。 されるのではなく、 氏そしてのちの小倉藩主小笠原氏にも継承される広域 クラスがその役にあたったと思われる。 に対する役料的なも ば給料) 市史』上巻五〇九~ して郡方支配機構 手永にあたろう。 細川氏は入封地豊前の土豪・地侍層を、 拝領もあった。 ない 0) 五一一頁)。 V 末端部に組み込んだと考えられ が、 のであろう わゆる庄屋給の ただ、 惣庄 この つまり地域の有力者や在 屋は (『北九 知行は 藩 から ように惣庄屋とい そしてグル 州 細川氏家臣として給 の任命で知り 市 史 惣庄屋 近 1 る 世 行 プ 行 う役 政 は 村 庄 細 武 屋 七 では 田

六

単位に は記され なお 屋 0 元和 記載がない。 庄 な 屋 0 0) 八年の京都郡 記載が 元和八 つまり あ 年の るが、 の改帳には各村単位にいるはず 仲 各郡改帳をみれ 津郡( ほ か 0) 0) 庄 各郡改帳には 屋記載はむ ば しろ例外 京都 津 蔀 13 は Ó 同 各村 様に 庄

位 Ш 士 Ш

院村の えられる。 れば慶長期 にいたり、 に組み入れられて集計される事例が確認できる。 L 改帳などでは庄屋・ か 庄屋とは別格の独立した役職になっていたことが考 人畜改帳作成の前年にあたる元和七年(一六二一) の惣庄屋は庄屋の惣代的性格といえ、 慶長 十四 年 (一六〇九) 肝煎がみられ、 や同十六年の速 惣庄屋は庄屋 それが このようにみ 見郡 元和期 肝 湯 煎 布

とから惣庄屋不在の手永も存在していたことがうかがえる。 屋無御 だこの段階(元和七年ごろ) 端を物語っていよう。 可申付」と裁可 という郡奉行の言上に対し藩主忠利が「当年之様子により来年 十石之知行分去年物成不被下候、 いるのは、 見立可申付候、 同じ郡奉行が言上のなかで「新御惣庄屋之事」「 座 事」と申請し、忠利がそれぞれ 以上のような手永の総代としての惣庄屋の性格 (「藩譜便覧附録 来年其沙汰可申付事」と裁可してい しかしこのようないわば惣庄屋制 では確立していたとはいえない  $\stackrel{-}{\sqsubseteq}$ 当年より役被仰付可被下候 『豊前叢書』第三巻) 「来年之事たるべき 御惣 いがいま して るこ 0 庄 ょ

()手永名を加えた。第一グループ(いわば岩熊手永)には、上なかの勝山 てみておこう。括弧には参考までに小笠原時代人畜改帳の 元和八年の人畜改帳で確認できる本町域につい

久保 四グループ 田)・池田 第三グループ)、 田)・長川 (久保)・下田 (久保)・ (黒田) が属するが、 (黒田)・菩提 (雨窪手永)には存在しない 箕田 (久保)・中久保 第三グループ (黒田)・ (久保)・ 図 (いわば堅島手永) (久保)・黒田 師 第二グルー 池 (久保)・ Ш (黒田。 宮原 ブ (黒田)・岩熊 分筆 (稲光手永)・ には上田 (<u>黒</u> +分で本 田)・ Ŀ. 村 黑 黑 野 第 は

部(上田・池田)が入っていた。こののように、本町域はほとんどは岩熊手永に属し堅島手永に

郎左衛門去年相果申候に付せがれ善七郎に庄屋被仰付候

継ぎ物成を拝領するという。「同郡

仲

津

郡の事例だが、

惣庄屋が亡くなった際にその子が

?庄屋を

(仲津郡)

御惣庄屋

玉

作

九

八共五

という具合である。 師は久保手永、黒田はここに惣庄屋が移され黒田手永に属する 師と黒田はともに第一グループに属したが、 永の各村が混在していることから分かる。 限っても相違するのが、 田 ・延永・久保の四手永が存在するが、 なお、小笠原時代も京都郡は四行政区画、 第一グループにのちの久保 その 例えば細川 すなわち新津 小笠原時代には図 構 成は 黒田 本 時 代は図 町 域 両手 黒 13

には庄屋が中久保村と兼帯であった。 では記載がなく、「元禄国絵図」には独立村として記さ 村に含まれていたと思われる。 上久保村の石高変化や記載位置などを検討すれば、 また飛松は村ではなく「飛松分」と表記され、 原 好嗣氏所蔵文書。 豊 津藩 なお、 風 安永二年「大庄屋・小庄 土と歴史』 「正保 第二 本来上久保 輯 国 n 絵 所 図

久保

(久保)・

飛松

(久保)・

御

手水

(久保)・

平

尾

久

保

下

村

また両

池

田

は

村に換算)

分属していたが、

これらは

の岩熊手永及び

)堅島手、

永の

が分

政

区に

一七か村

(飛松は

独

に矢山 ら、 矢山 ている(『小森承之助日記』 矢山」「京都矢山」、 帳にはこれら三か村の状況も本村の内容に盛り込まれていると 六八八~一七〇四) 保村の一部であり、ともに 内矢山」、「上久保ノ内新町」 れている と企救矢山の 八年七月三日付「規矩郡家人牛馬之御帳」と題される人畜改 対立から規矩(企救) いえよう。 い。これらは「正保国絵図」では「宮原ノ内浦河内」、「岩熊 一日各条)。ちなみに幕末の慶応二年 は このように細川時代の元和 村 更に小笠原時代に独立村であった浦 飛松と同じく正保期 は 一村であった。 (同)・新町 0) (現・上矢山) ちに上黒田 (『同上』慶応二年五月二日~四日条、 なお矢山村の一部は慶長期の平尾台草刈権をめぐる 間の郡境をめぐり検分、 (久保手永) の間に独立したと思われる。 企救郡側の矢山村は「企救矢山」と呼ば はみえない。 郡小森手永に属するようになるが、 中 黒田・下黒田と分村するが、この段階 慶応元年七月二十六日、 (一六四四~四八) から元禄期 「元禄国絵図」にはみえることか とそれぞれ宮原村、 の三か村が本改帳には確認できな 八年段階で本町域 なお京都郡 (一八六六) には京都矢山 郡境下絵図などが作成さ 河内 (のちの黒田手永)・ + の矢山村は は もっとも本改 一日各条)。 岩熊村、上久 慶応二年 豊前 玉 元和 京都 五 「京 黒 月 n 帳

独立していたのである。に組み入れられ、またいくつかの分村が元禄期くらいまでには笠原時代に黒田手永と久保手永に再編、一部が規矩郡小森手永

代はじめ(元和八年) みてよかろう。このような立場から本改帳によりながら ずれも本村の一 の分村独立のためにみえないが、 集積することによりみてみよう。 二つの事例 部として当時の状況が改帳に反映され 現勝山町域に属する小笠原時代の数か村 元和八年七月 の勝山町の 五. 一日付 状況を、 これまでのように考えれ 「京都 郡 七か村の 人畜 御 改 デー てい 帳 江 が タを 、ると ば のち に 戸時 は

永(先述の第一グループ)の上久保村を事例に紹介しよう。まず具体的な記載形式を、本改帳の冒頭に掲載される岩

高千貳百四拾石七斗七升貳合

一、家數百七拾八軒

内

拾 拾 四軒

本百姓·

壹軒

山ノ口

名子

壹 <u>貳</u> 軒 軒

鍛治(冶

大工

百三拾九軒

内

男女數三百八人

拾四人

拾九人

名子

貳 人 壹人

大工

七拾三人

貢人 壹人

坊主

男數合百五拾六人

四拾四人

女數 百五拾貳人

牛馬合五拾三疋内 三拾四疋 牛

拾九疋 馬

の冒頭掲載の草野村を事例に示しておこう。 する。参考までに今ひとつの事例を稲光手永 (第二グループ)

しかし先述のように、各手永によって記載形式は微妙に相違

高七百七拾七石九斗七升七合三勺

一、家數七拾四軒

親家・へ屋・内や・馬家

**貳拾貳**軒

本百姓・小百姓

内

本百姓・小百姓

山ノ口 鍛治 (冶)

歳拾五より上ノ男

歳拾五より下ノ男

貳拾貳人 内

本百姓・小百姓

一、男女數百三拾九人

三拾八軒 貢軒 貢軒 壹軒 九軒

親・下人家・内家・馬家共ニ

神 主

寺家 名子

牢任

名子

寺家

神主 牢任

歳拾五より上ノ男

貳拾三人

五人 貢軒 貳 人 壹人 九人

腰ぬけ

牛馬數合貳拾疋内 拾六疋

牛

女數

六拾四人

男數合七拾五人 拾壹人

歳拾五より下ノ男

同

村

草野村

#### 四疋馬

ている証左であろう。 成されたデータを集積したものをほとんど加工せずに作 が、後者には かな表記法が統一されている。本改帳が先述の惣庄屋単位に作 である。 「牛馬合」との 帳簿作成時に定まっていたものの、 これら二 きり 此 一細な違いだが、 事 厳密な調整がされず郡単位の人畜改帳は作られる 例 同 表記が後者では「牛馬数合」となってい 0) 村」とあること、二つに最後の部分で前者は 違 基本的な調査内容・記載形式は は一 同一グループ つ は、 男女数の下に前者は無記載だ 惣庄屋のいわば差し出 (手永) 内では 元 一成され 和 この ること 八年 7 細

帳には した検 とされ、 地を実施 表高二万二二二二石に対し、 として新田畠として開発された分と考えられ、 実態を示すものではないだろう。 石 当町 年間に改め出された石高を古 地 各村ごとに石高が記載される。 域に関しても今のところ未確認である。 から寛永九年 古改出は九一九三石余となる(米津三郎 L したが、 高 後の慶長六年(一六〇一)から七年にかけて検 さて先述したように細 当時の状況を示す帳簿の伝存 (一六三二) 小笠原氏が引き継ぐまで 内 高 改な (引継) 小倉藩では、 出と称し、 汌 ただしこれは慶長期の検 高 氏は豊前 は三万 京都郡の場合、 その内容は主 は一部に限ら 細川氏 しかし人畜改 「初期小 豊後へ入封 四 びが入封 六石 倉藩

> 度、 つある。 もそも石高の数値自体、 か、 考えられるが、 0) 石高に 詳細 0) 様々な操作がなされる架空の数値との見方が通説になり 領内実態を示したものか慎重に考えなければ 改帳記載石高は慶長期以降の 関する若干の考察」)。 は不明である。 改帳作成に当たって検地が新たに実施さ したがって本改帳の 実際の生産性を反映したものではな したが 開発高分も含め って、 元 石高数值 和 ならない。 八 たも 年 がど 0 六二 そ Ó 程

前の 村は た石高は乖離していった。しかし、分村などしない限り村の石などによる落ち込みなどがみられ現実の生産性と村に付けられ 分、 に一〇分の一が一 分村しているので、 高は変化しなかった。 である。 は一二四○石七斗七升二合とされるが、この数値は本来この の一〇分の一が一 一八〇世、その一〇分の一がいわゆる一斗樽の容量の一斗、 石高とはそもそも体積数値で、 変化し、 籾殻付きの米)が収穫されるという建前で与えら つまり一斗樽換算で一万二四 石高は変化せず、 しかし、 ない。 実際には新田開発による生産性の向 升で、 合である。 しか 石高には変化がみられるが、 ちなみに上久保村は先述のように 上久保村の減石は飛松の分村 Ĺ r V 京都 わゆる一 先ほどの事例でいえば、 郡全体でみれば表高と呼 一七個分の米(ただし、 升瓶の容量約一・八圴ジ 石はメー トル 例えば 法で れる数 独 上久保村 いえば 上や天災 中久保 ば 飛 脱穀 そ 更 約

の正確な把握には問題があるが、一応の目安として考えておきえる。このような操作が施された石高数値のため村や領内実態因だったとしても京都郡全体の石高数値内での操作だったとい

れに対し、 れらは自立した職業により役を負担する世帯主といえよう。 で、単位は軒が人に変わっただけで数値自体に変化がない。 ろうか。 親ノ家・下人ノへ家などの表記もある。これらの実態は何であ つのが親家・ 姓が一四軒からはじまって寺が二軒、 は軒表示で戸数に相当しよう。上久保村の場合、 ついて詳細は不明だが、 るということも想定しにくいの 九軒である。 何を把握しようとしていたか確認しておこう。 記 十五歳より下の 家数・男女数・牛馬数からなる (後掲表 5―1参照)。 しかもこれらを合わせても(一一七人)、 形 男女数 五歳以下の男性がいわば戸主として一 親家・へ屋・内や・ 式 草野村には下人家もある。 へ屋 先に掲げた上久保村  $\widetilde{o}$ つ改帳の記載形式について大名が改帳を通 個所をみれば、 (部屋)・内や・馬家などと表示される一三 男と表記され、 職業的には独立した戸主居住の家では で、 馬屋の部分は十五歳より上 本百姓・小百姓から坊 親家・ 0) N そして、 事例に草野村も参考にし わ 本改帳全体でいえば、 ば職 ^ 屋 一三九軒に達 業名表示では 軒の家に居住す 軒数として目立 本百姓 内 や ・ 帳簿内容は 馬屋に 位や小百 注ま 家 か 数 0 石

> う。 職業的に自立したものとしては把握されてい 侶の二人、及び職業的な自立を果たしていないつまり役家とし 立した者として把握される者が本百姓・小百姓の一 る世帯を含むと考えられる。 の世帯などに何らかの形で依存した世帯であり、 合わせて一五六人が確認される。これに対し女性は一五二人で ては不十分な十五歳以上の男性七三人と十五歳以 な点は草野村の事例からも確認できる。 他 の改帳の事例では牛屋・土蔵などの表記も見られる。 親すなわち隠居者や下人などの家や馬小屋などであ 男女数ではまず男性 ない。 女性を主とす 下の で職 以上 四 应 人から僧 業的に自 四 他 ろ

住家の る。 働力負担能力 業的に半自立の世帯でも男性は十五歳以上と以下で把握され労 れること、 で把握されること、しかし半自立の隠居 立した世帯を構成しているか否か、すなわち役負担 したがって、 ほか牛馬小屋や土蔵など人家以外も把握されること、 などであろう。 (夫役) 家数と男女数で指摘できることは、 の有無が帳簿作成の これに牛 馬数 が加 目的の一つと考えら (親)・下人などの居 えら ń 職 者 るの 業 (役家) 的 だ自

きな、 町 域 村 でみれば上久保・ の W 規 わ 模 ば 郷村がより小さな村に再編されるわ 近世の村は村切と呼ば 成立したとい 中久保・下久保の各村はその典型であろ わ n 7 れる行政区域 いる。 中 け 世 であ 分け . の 並 がなさ 較 的 大

と思われる 認されるので 遺文・九州編 把握され 本来、 てい 中 世段階では久保庄 たものが 六など)、天正十年(一五八二) (高橋元種書状)、これ以降、 (「大内義弘寄進状」 興隆寺文書 (窪庄・窪郷) 三か村に分村 にも久保庄 という一 「南 地 が確 した 域 北 朝

> n し、

に 四 〇 帳類 が北豊前に進出した際、 は岩熊の場合にもいえる。永禄年間 元文年間 余であるが、 では黒田村とされる地域は、 ○町)より明治期の村地積が減少している。これは先述のよう 宗麟書状 に岩熊村が元禄年間までに矢山村を分村した結果と思われる。 (『京都郡誌』 /態は分村していたにもかかわらず大村として大名側は把握 帳 地 このような中世以来の大きな郷村が近世期に分村される動向 では では は 積調査によれば岩熊村は田・畠・宅地あわせて三七町余 中世期、 江 町が給与されたという。しかし、明治十八年(一八八五) 本町 戸 江 (七月二十三日付、 詩 ||戸期を通じて一村とされた 七三六~四一) 域の村の平均的な石高規模は数百石規模であ 寛永年間 代の大方の村規模と同じといえようが、 一二頁)とされる。 黒田庄といわれ、 (一六二四~四四) 大友勢であった田村三郎入道なる人物 大友家文書録、 に更に中黒田に分村するも 本改帳段階でも黒田村一六一三石 地積からいえば村の一 永禄六年 <u>二</u> 五. (『京都郡誌』)。 に上黒田と下黒田 『大分県史料』 三二) 五八~七〇) (一五六三) 黒田 大友氏 確 0) 0) 部 か 村 0) 回 郷

> は、 えられる。 化への動きがあるなかで、 鞍川など) 余などは小さいといえる ばかなり大きい。 新村の 例えば図師村や長川村が山 上久保村も一二四〇石余と江 に挟まれるなどの自然環境や地域の社会的 形 成、 大名側 逆に、 0 (後掲表 5—1参照)。 なお村の 政治的意図などさまざまな条件 図師村一 (丘陵) と小河川 の石高規模の差がみら 戸時代の平均的 五九石余、 このように平準 長川村一 な村と比較 (長峡 結 ||川や十 八二石 れる び が考 0 0 す

#### の 様 子 村は江

11

き、

には 的があり、 うのは年貢をはじめとする様々な役の請負単位ということを基 先述したように改帳は年貢諸役の賦課基準設定の調 本とする。 することは可能であり貴重なデータを提供してくれ たであろうが、その限界を考慮したうえで、 わば行政体として分村するのである。ここでいう行政 村 実質的な共同体的 その記載内容には現実の状況からすれば 11 わゆる村請制といわれるものである。 体かつ行政 地 戸時代の人々にとって生活する上 域を内包していたといえよう。 体であった。 大規模な村ほどその中 当時の に偏り したがって 実態を考察 査という目 で |共同

ている。 様子を一覧したものである。 (職) 表 5— 人数・牛馬数などを整理し、 ちなみに「惣庄屋」 1 は改帳により、 現勝山町域 から「十五歳より下の男」 各欄は先述した記載内容に基 11 の村の石高 わば近世はじめ で家数 0) 0) 身分

表5―1 勝山町域の村の様子 (元和八年)

上田村	池田村	池田分	菩提村	長川村	岩熊村	黒田村	中久保村	下田村	上野村	宮原村	図師村	箕田村	下久保村	平尾村	御手水村	飛松分	上久保村	村
							村						村		村		村	名
五三七・五	是六・五三六	二六一・九四〇五	一芸・景大	八二・七四	<b>芸元・三妻</b>	天三・完全	10年・四1	一宝・☆霊	野芸・三二 闘	六四〇・九六	一 五 ・ 三 西	七四五・八四四	二八三・八六四	二六七・ 三至六六	11011 • 七六六四	妻・豊	]]型石岩]]	石
量	景	웊	큿	=	丟	≦	1111	蓋	盟	,	四	垣	[29]	<b>三</b>	蓋	=	=	高
믤	壳	六	淵中	完	<u>一</u>	元	五	110	五	四	九	¥11	川田	1]14	畫	九	一汽軒	家数
					_													惣庄屋
七	六	=	124	Æ.	六	뤂	==	Ξ	八	六	=	=	六	Æ.	24	_	灵人	百姓 小
땓	=		=	ボ	罕	五	_		=	=		=	11	=	=		元人	名 子
										_							一人	山 ノ ロ
																	亍	鍛冶
																	元	大 工
						_		_					_				亍	坊主
							_			灵								神主
=	_					元						=	_	_	元			ぬこけし
껃띡	五					<b></b>												牢人
六	=	_	10	元	四九	翌.	六	72	=	灵	五	10	==	八	≡	Æ.	<b>宣人</b>	り上の男 歳十五よ
七	五	_	七	_	吾	=	=	=	七	九	=	110	†	五.	=	_	照 人	り下の男 歳十五よ
<b>#</b>	≡	<u> </u>	긆	畫	至	1200	三	10	弄	줖	九	숲	∄	≡	긆	-ti	<b>三</b> 至 人	男
完	≓	[ZS]	=	兲	薑	1옷	=	九	畫	四四四	六	罡	===	量	110	六	三三人	女
弄	四四	八	異	Ö	<b>三</b>	雲	긆	元	七.	九	五	110	吾	四五	四四四	≡	<b>ラ</b> 人	人計
=	九	=	74	セ	<b>8</b> 0	≓	≖	=	八	=	=	元	ų	六	八	=	<b></b>	牛
=	pu pu		=	24	兲	屯			-1:	六		九	=	=	_	=	元定	馬
≡	≡	=	t	=	汽	鬥	75	74	五	_ +	=	큿	九	Д	九	pц	<b></b>	牛馬計

註)「京都郡人畜改帳」(元和八年七月五日、『大日本近世史料 小倉藩人畜改帳二』所収)より作成。なお、数値は史料表現にしたがった。

数)」となる。「男」の欄の人数で、この「男」と「女」の合算が「人計(人

条件などに規定され差が認められる。総じて石高に家数・人しても、現実には石高や家数・人数の面で、村の歴史性や自然この表によればまず、先述の村の平準化傾向が指摘できると

黒田村は石高が表中最も多いが、家数・人数・牛馬数ともに最が多く、牛馬数は表中で最も多くなっている。逆に一村把握の数・牛馬数は応じている。ただし、岩熊村は石高に比して人数

村で生活する人々には、本百姓・小百姓・名子・鍛冶・大

上位ではない。

どこの村でもこれ 民だけで構 業者であ うようなものであったかもしれない 坊 その基本は農業を主たる生業としていたと思われる本百 主 つ 成され 神主・ たかは考える余地 牢人・ らの人々が居住していたかといえばそうでは ていたわけではないことが Щ ブロ もあろう。 などがみられるが、 が、 村がい 実態は生 知られる。 わゆる狭義の農 一業の中 それ ただし ぞれ 心とい 専

姓・小百姓や名子である。

ろうか。

検地帳 姓と考えられるが、 と把握しようとしていたともみられる。 的に区別しようとしていたのかは判然としない。 営規模 仏習合の 足りたのであろう。 た農作具の は もさほどはっきりとしたものではなかったろう。 本百姓と小百姓の相違はよくわからない。 鍛冶は農具や牛具・馬具の製造や修理、 もっと少ない。 の違い などからみれば、 時代であり、 加工などを行っていただろうが数村に一人程 大工・坊主 が想定されるが、 坊主もそうであろうが、 ただし江戸時代も中世と基本的に同 特に岩熊・箕田 実態としての宗教行為は坊主と神主の (寺) などが数村に 持高の差を超えて藩側は統 大名側はある基準を設け 0) 両村が石高に比して多 名子は隷属性 持高、 同じ宗教者でも神 大工は家や小屋ま 人 軒 むしろ当 すなわ ほ 的 0) じで神 度で事 どあ に百姓 で施 高 時 ち 13 X 百 策 つ 0 経

れ

各一人の山 特定の プロ 村に存在する者があ がいた。 御山 ノ口とも呼 つ た。 上久保村 ば 先掲の 宮原 細川 が村に

> 村と池 りした霊場とされ、 おり、 挟んで隣接するが、 全域を集計した 0) 山奉 集計 田 村にはお 行の 部分には山 配下で藩有林の管理を職掌とした。 「豊前」 0) その お Щ 口村 之口と川 の牢人が五人記される。 或 並豊 山 伏 (現苅田 後 (修験者) 口之番・ 国 国東郡 町 に関係する人なの の等覚寺の 境目之番が 速見郡人畜改 両 同村は観 更に、 並べ Щ 伏が峯入 ら 音 帳 黒 Щ れ 總 田 7

がいわゆる健常者とともに暮らしていたことを改帳は教えてく おそらくは現行でいう知的 れる障害者が存在する。 る。 ないし二人、 、々も想定される。 御手水村・平尾村 黒田村には一八人のこしぬけ 地域社会ではこのような障害を持 ・下久保村・ 表現からして身体障害者であろうが、 障害や自閉 箕田村・ 症のような発 上 田 (腰抜) 村にはそれぞれ 達障 と呼 った人々 害 0

共 生と差別 以上、 まな人々が 江 戸 暮らしてい 嵵 代 0 勝 山 た。 町域 0 のほ 村 々に か は、 「總目 さまざ

葺・ によれば た同 従事 た本百姓・ つ生業者、 杣 様に何らかの身体的障害を持ったであろう鉢開 する人、 ば、 紺屋 町 元和期の細川領にはい 小百姓を中 人 座 葛籠作 頭 干物屋・塩売や笊かたげなどの商工や運 め Ź 塗師・ 心にしつつも 5 盲 皮多・ 目 わゆる農業を主たる生業とし などの 鍛冶炭焼・ 紙漉などの特殊技 (視覚) 屋 根 !害者、 念仏申 葺 発を持 檜

だが、 開・ 穢多頭 る人畜改 わば村の中に共生していたのである。 ささらすりなどの民間宗教者や踊り子などの芸能者等、 なっていたわけではなかったことを示す。 、々が生活し、 念仏申・ 彼らが掲載されるのは、この段階では社会的疎外者と |弾左衛門が幕府に提出した配下者の職業と一致するわけ 例えば改帳のなかの葛籠作 帳 0) ささらすり・ 中に、 差別・ のちに制度的・ 賤視などの色々な葛藤を内包しつつも 踊り子などは享保四年 社会的差別 皮多・ 夫役徴収の基本台帳であ しかし 座 頭 0) 『豊津 (一七一 対象となる めくら・ 町史』 多様 九

う。 けではなく、 判然としないが、 かったの このような階層が近世初期の小倉藩領内にそもそも存 してい 候へと可申旨候事」、 かれたという河原者 (上巻) 「非人」 御奉行奉書 壱人ニ付麦見合候て、 た物もらい・乞食などの非人や貢租 が指摘するように、 か、 への施行記事が 差別対象者・非夫役負担者として記載がない むしろ施行対象にもなっていることが留意されよ 抄 出 寛永九年六月には、人畜改帳にみら <u></u>四 (河原居住者) 永青文庫) 日 三日 五斗・ 改帳には中世には賤民として存 非人百四拾五人ノ 三斗 小倉之非人ハせけうの所 とあり、 などの記載がみられ 宛可遣旨、 存在しなかったわ 夫役の負担 事は、 奉修理 懸御 ń 在 な から 兵 冒 な 0) しな 庫 41 出 か 在 候 11

> 入 地 ع 地 郡 改 帳 仲 を見る限 津郡などでは知行 ŋ 知行地 2地と蔵入地の記載はな 御 蔵 規 矩

が、 けて記載する。 区別がされ 剜 区別の記載はない。 後述する小笠原小倉藩領時代には設定されており、 が記載され、 なかった記載法がとられ しかし京都郡・ 両者が入り交じる村では蔵入地と知 これは全郡蔵入地であった可 田川郡の場合は蔵 た可能性が高 入地 能 性 行 地に分 むしろ もある 知 行地

0)

0

知 蔵

申状 頁。 が慶長六年 は 久保村では慶長十八年まで同じく益田蔵人知行地、 完 例えば現勝山町域に当たる菩提村では高二七六石三斗 案並 和九年秋に生嶋平三 惣奉行等用状案」、 (一六〇一) より同七年まで益田蔵 一郎知行地となっ 『県史史料』 細川 て W る 人の 一庄 二五五 知 更に菩提 屋 四~ 百姓 地、 五 升分 上 六 等 村

がい 場合をみてみよう( 史料』近世1) 初期 を除き京都郡も含め各郡には庄屋の記載がない 倉藩では二代藩主 ところで知 た。 0 年六月十二日 特にある程度規模が大きい藩では一 先述のように元和八年 行地とは家臣に与えられる拝領地 によれば六五七人で二九万七七九六石 細川 『大日本近世史料 「豊前」 忠利時代の 玉 仲 津郡人畜改 (一六二二) 豊前小倉御侍 小倉藩人畜改帳. 發帳」)。 般的にみられ 0) ため、 改 のことで、 帳 帳 は 0 仲 (『熊本 知 た。 所収 仲 津 津郡 行 0 取 世

では蔵入地 御蔵 納 0) み 0) 村、 蔵入地 を知 行 地 (家臣

とここでは考えておきたい。 御蔵納とは区別される、 としない が存在する場合がある。 ては一名とは限らず複数名の家臣 入り交じる村、 知行地が蔵入地化され その意味で知行地としての性格をも 家臣名に「上り地」とあるの 知 行 地 0) みの たものとも考えられ 村が存在 (知行取、 給人) Ļ 知 は判 0) るが、 行 知 地 行

崎山 が混 吉左衛門上り地には庄屋一 矢野兵吉上り地 あったことである。 蔵入地と六人の家臣知行地が入り交じるが、 とに庄屋 たことが分かる。 か 手永を管轄する惣庄屋さえ家臣知行地の農民が担当して 知行地 村の 市 n 在する村では各家臣の知行地にも庄屋がおかれる 目されるのは、 野という家臣の知行地には庄屋はおかれ 生がおから 場合蔵入地がなく四人の家臣知行地 家臣 があるが、 知 れ (知行地) ている。 行地に一人の惣庄屋と三人の庄屋がみられ 下原村 庄屋が各村一人ではなく、 庄屋は三人である。 に一人、と一 名がおかれる。 馬場村の場合、 (現豊津町) の場合、 村に二人の庄屋がいる 更に上井良原 蔵入地がなく四 つまり家臣知行地ご 蔵入地には庄屋は があり、 蔵入地 蔵 ていなか 入地 更に佐 に と知 **が村では** 傾 つ た。 名 向 行 田 が 地

この 存 接当たる代官とともに無視できなかった。 ように近世 在は大きく、 初 地 期にあたるこの時期には郡方での家臣 域 社会・ 村 人に与える影響も蔵 先述の覚のよう 入地支配 知 行

> 給人地 事 取り締まりの意味もあってか、 御免被下候、 月の郡奉行から藩主忠利への言上書に「境目在所ニより に対して非法をはたらくことにもなった。 出した給人の るが、 れるように藩領境を中心に他領へ に近 よっては広域行政 るのである。 を目指す動きもあった。 (『綿考輯録』 世 それは 初 (知行地) 期 0) 此以後御給人地へ不被成様二被仰付、 郡方に対する支配行政 拝領地である知 郡方法令には、 これは逆に言えば代官などの藩役人とともに村 ヲ御倉納 第四巻、 (小倉藩では手永) 五六頁)とあることからもうか (蔵入地)ニ申かへ、今以 行地に独自に庄屋をおき、 しばしば 知行 0) 0) 出奔者 地の蔵入地化 にも関 重要な立場が考慮されて 給人代官」と併 しかし、 (逃散百姓) わる惣庄屋さえ輩 元和七 ( ) 少 可 わば藩 ノ々役 などの 被 場合に 記され 先 下 わ 候

11

あろうか。 五四〜七頁)をみてみよう。 の 訴 状 である あてに記した申状 元和九年 源左衛門 ところで村人からみれば、 官 すなわち藩による支配はどのようなもので · 弥左衛門 (一六二三) 案(全六ヶ条。 十一月十五日に 茂右衛門の三名が 『県史史料』 このような給 「菩提村 細川 御 人や代 百

衛門 知 菩提村のうち、 行地となり、 嶋 田 與右衛門尉の三人に宛行われた。このうち伊藤は 当該地 七六石三斗 は 益 田 五升余は慶長六年から益 0 家臣、 富永忠衛 伊 藤 田 蔵

0

を「質」にとり更に折檻を

したが、それでも弥

なく、

村

め 旨

姓

一弥二郎の年貢未進

未上

に対し、

その



実上の抗議をする地を知行主益田蔵人は「悪所」として返上、 結局、 二月十三日未明に家に火を 付け焼死したという。この は慶長八年(一六〇三) 二人の息子を刺殺し、 ように百姓が身をもって事 上納できるわけでは 彼は十一歳と八歳の

慶長九年より蔵入地になったという(一条)。

二ッ一分四 しか 検見が実施、 御百姓めけ申」 具迄売、納申候」という有様で、その結果「多年之つかされニ、 分に下げられたものの、 から三ッ(三〇%)に引き上げられ同十六・十七年には二ッ八 その後当地の免率 六年は二ッ六分、更に同七年には三分と漸次、 し、その後免率は上昇し、 免率は二ッ三朱(二○・三%)まで下げられ 同 一年二ッ二分七朱、 同十九年に郡奉行小谷又右衛門によって、 (成 百姓たちは は慶長十四年に二ッ三分 翌十九年二ッ二分、 同三・ 「牛馬・家材 四 |年二ッ四 高率化して (財)・農道 元和元年 (====%) た。

> 間、 果、 に立ち至っているのである(二条)。 衛」の三者より借米などをして何とか年貢皆済(全て上納) 姓七人が「在郷奉公」に出て米九石を上納、 たものの、 の「性福寺」・下大久保村の「新介」・仲津郡大橋村の (催促)被成」たため牛五疋を米六石四斗に売り立て、 った。 もはやかり (借り) 未進米四○石となったがそれでも「御 このように「年々御免上り、 借米については「此米元利共当年壱粒も返弁不仕 申事も不罷成、 御百姓いたミ申」した結 めいわく」という状況 代官衆御 更に京都郡下 らなる 「惣兵 また百 曲

五升、 ニても御理り申上儀不成候と、 召上候ハ、、 米・加損米など計四○石ほどの上納も命じられており も訴えられる (四条)。 いられることを、 が馬を持たないため駄賃馬を借りなければならず、 な事情を「御代官へ申上候へ共、 意向として聞き入れてもらえないとしている このほか、 すなわち百石につき五石も余計な支出を菩提村百姓 大橋 御百姓壱人も堪忍難遂」と窮状を嘆き、このよう 藩側は認識しておらず、 (津出地)まで年貢米を運送するため 更に年貢米のほ 被仰」と代官へ訴えても奉行 御奉行衆より被仰出候儀、 かに本種子 浜辺の村との不公平 (六条)。 年 夫米・薪 「是を被 貢 に百 が強 姓

代官による年貢収納の厳しさが訴えられた。そして菩提 人の百姓は、 このように菩提村は知行地・蔵入地いずれの場合も、 年貢率を定免にして欲しいこと、百姓が負担する

菩提村は 役目も三ないし五年の間免除して欲しいことを切願し、最後に 生まれた所ではあるものの村にはもはや住めないと思うのであ 年々ニ節記 「悪所」で益田氏の知行地となって以降 (季) ニハありけなき御糾明年」のため 「もはや弐拾

せ

雖然、 古郷 ほうしかたく (忘じ難く) 候て、 当年迄ハ堪忍仕候

過酷 セージでもあろう。 地からの他所への逃散 菩提村は自分たちの な生活にも我慢している、 しかし、これは領主側の認識が改まらなければ生まれた 「古郷」 (走り) なども辞さない、 ゆえ忘れがたく過重な徴収と との思いを加えてい というメッ る (六

農政の姿勢 そもそも、 うなものであったのであろうか 当時の領主側の農政の姿勢はどのよ

場が打ち出された。 慶長七年(一六〇二)十二月に示された覚では百 姓保護の立

在々者共覚悟善悪見届次第聞届可被申聞事

所々百姓迷惑仕儀有之ハ、 代官給人令談合可然樣可被申付事

代官給人善悪可被見届事

しかし、 他方で厳しい糾明の姿勢もみられた。

糾明之者搦捕事、 旨儀ニより不成事有之者、 於其場可被成敗事

(『綿考輯録』第二巻、 四二三頁

> 基本的に同じであった。 ば他所からの者で、「新百姓其外名子を本百姓ニ仕」という、 所之荒候を毛を付、 ニ可仕」との方針を細川忠興は示した。 り」(支障)にもなるので逃散百姓は庄屋をはじめことごとく た。これに対し逃散百姓を残らず誅伐すれば田畠が過分に荒 さずなで切りという、 宛細川忠興書状)。ただ自領の逃散百姓には慎重論にも耳をか いわば身分・出自にこだわらない新百姓の取立てを基本とした るためにこのような措置への慎重論もあるが、「後之さゝ 「なてきり」とし、その上で名子・女子以下は助け、 (『細川家史料』二、八七~九頁、寛永元年四月七日付、 この (逃散)、これを材料に減免を要求・交渉する事件が起こっ 点についてもう少し具体的にみてみよう。 企救郡到津村の庄屋が村の惣百姓を筑前境まで「走ら」 居住をはなれ、我々申儘二」来住したいわ 村・ 百姓に対する強硬姿勢は細川 更に「新百姓と申は 例えば、 細川忠利 「本百姓 忠利も わ

であった。 貢を請け負った以上は村が潰れても容赦しないという強い ゆるし置間敷候、 郡奉行宛書状で「うけおい候物成之儀は、 [シ可相定候事」 すなわち忠利は元和十年 日 損 ・ (『綿考輯録』 水損・ (寛永元・一六二四) 正月十 風損ハ土免之上、 第四卷、 九六頁)と、 其在所つぶれ 理次第 村請 検見を 候とも 五. 姿勢 で年 日 付

ただ、各地農民から慶長検地の不備、 つまり田 [畠品: 評 価

減を要求され、このような状況をうけ、 石盛に不公平があることを理由に、 諸役減免などの諸負 寛永三年 (一六二六) 担 0) 軽

近世 の検地 之上、 で検地を行い、 立相極申所如件」と、 対して「右之通少も無相違、竿ノ上入所地味之上中下、其方と 町村検地帳の奥書によれば 地帳の改正が実施された。この検地は例えば寛永三年規 になって、京都郡は規矩・仲津・築城・上毛各郡とともに、 九三頁)。 以御竿請、 奉行及び横目へ報告し、これをうけてこの両役 帳面を作成したことが知られる 其外万有体ニ被仰付候所如」され庄屋 庄屋立ち会いのうえで、 「右御検地、 庄屋・百姓罷出 双方が納得の上 (『北九州市史 が \*庄屋に 生から藩 相談 検 水

候」(『綿考輯録』 而無用候、 ノ公事、 元年九月七日、藩主忠利は「百姓之公事其給人取さばき候事曽 人が介入することを禁止した。 また給人の公事介入の禁止という施策も打ち出された。 与頭取あつかひ候事 百姓と百姓との間ニ中分候は公事ニ可仕候、 第四卷、 0 (略) 九頁) 給人与頭之構にて有之間敷 と、 百姓相互 の総論に給 又与子 寛永

れでも百姓 の覚悟で取り立てるというように大変厳しいものがあった。 して追及し、 このように、 (合意) 0 の上で農政が展開する素地も作られていき、 物成 要求を漸次受け入れながら取る側と取られ 細川 (年貢収納) 氏の農政の姿勢は逃散 は村が請け負った以上は村潰 0 責任はなで切り る側 百姓 そ 0 n

0)

と直 限されるようになった。 接関わる機会が多かっ た地方知行 拝領の給人などの恣意も

制

## 矢山の牧場

「日帳」寛永元年十月二十四 載がある。 日条に次のような

小荷駄牧山見立ニ、平田勘兵衛を被遣候へは、

規矩郡之内ひろうか

(平尾台) ノひがしノ方、

や山

(矢山) と申所、

段可然之由

候而罷帰候、 かこいなと申付候て、 馬を入可申之由ニ候事

『県史史料』 細川(一)八七頁)

うつし被成」(「日帳\_ この時期 二歳子馬一疋、 由 り落申候 方の矢山 所が藩から派遣された平田によって規矩 たようだ。 も生まれたが、「矢山之御牧ニ当春生申候駄馬、 ることになったというのである。 (一六三〇) 三月段階で「矢山御馬数」は母馬七疋、 0 (「日帳」同年三月十二日条『県史史料』 細川 (一) 一六九頁)、 (「日帳」同年十二月六日条)と事故などで死ぬ場 まり荷物運搬用の駄馬を繁殖させる牧山 ()而死申 (勝山町上矢山) 矢山之御牧山之御番之者申 かかる事情も考慮されたのであろうか、 当年子馬三疋、 由」(「日帳」 同年四月六日条、 に選定され、 あるいは「矢山ノ駄馬壱匹 寛永三年十一月二日 計一三疋が飼育されていたもの その後矢山の牧では駄馬の子 -候は、 同書四四五頁)と沢田 囲いを築いて 細川 (企救) 郡内平尾台東 御牧之馬沢田ニ御 (牧場) かけ 四二七頁) 条、 父馬二 寛永七年 合も 昨 馬を入れ 0) 『県 (崖) 新設場 Ĥ あ 死申 文史史 つ

料

七年三~四月ごろには閉じてい 牧のなかでは最も早かったと想定している。 0 0 紀 雑役馬などを繁殖・飼育させるために、 にともなって寒田と松 山 に移され、 まり ような駄馬や「さうやく」(「日帳」 能 『県史史料』 馬が放たれた。 牧場は寛永元年四月に設営工事がはじまり完成後に薩 「牧場のあった村①」 (京都郡苅田町松山) 性を指摘してい 寒 田 (築上 矢山 細川 郡築城町 0) 寒田の牧場の開始は分からない (一) 二七五頁) 牧場は閉じられたようである。 . る。 山 『ティータイムの歴史学』一〇五)。 の三牧を設けていたのである。 寒田) の 二 た 牧 に設置されていた同じ藩 すなわち雑役に使用さ は閉 (矢山の牧は先述のように寛 寛永四年正月二十八日 鎖 矢山とともに寒田 馬 が肥後 また細川氏 細川氏 が、 へ移され Ш する 営牧場 本は三 摩から  $\widehat{\mathbb{H}}$ てはこの 0) 転封 本英 と松 雌 山 永 0

> 政 細

えられ、 長より 万石 |秀吉か 事実上の誕生であるが、その後天正 肥 年の 町 Ш を拝 幕 · 天正元年 本能寺の変後に薙髪し幽斎と号する) 転 氏 5 府十三代将 忠興 領して長岡に居した。 丹 封 の 後 は同国 の 三 細 (一五七三) 川忠利 国 軍 「宮津を本拠とした。 淵晴員の二男として生まれたが、 の命で細 1の祖 万七〇〇石。 七月山 父藤孝 Ш ح 城国で桂川 元常の養子となり、 れが 幽 十七年に幽斎 ほ 以上のような経緯から 大名細川 斎 かに無役地あり) とその子忠興は豊 は足利将 から西 氏 (藤孝は天 (長岡 足 軍 0) 織 利義晴 家家臣 地 を与 田 氏

家

みれ 実感は、 で肥 八年の 細川 領であった長門 比べ 島津氏・ 起こっていた。 藩主忠之と老臣栗山 ていた。 である。 などして三代将軍家光の勘気をこうむり加藤氏は改易され あった。 月二十三日細川忠利宛忠興書状。 (四月六日忠興書状) 肥後 舥 謀書が発覚したとされ、 権 Ш (毛利輝元) という歴史を背負 れば高 ば 氏国替の噂が出たとき、 氏 後に定着することになる。 後に転封となっ 噂は現実化し、 は ハ舟付キ悪キ国にて候、 「大大名」になるチャンスではあったが、 臣 毛利家は関ケ原合戦に際 細川氏は 徳川秀忠没後に肥後熊本藩主加藤忠広の嫡子光広謀叛 人吉相良氏・ 戦国期を通じて領地替がなかった九州 織 政 豊取立大名といえるが、 かったであろう。 権 しかし実際は島津氏への押さえなどの 徳川政権) 周防、 転封の噂がたった時、 たわけであ 大膳などとの対立 実際その 佐賀鍋島氏 肥後熊本へ転封した。実は 黒田氏 また忠広は無断で光広を国 による 忠興はおおかたは もっとも元和 噂は現実化してい る。 所領であった筑前 つ 我等ハ望無之身上にて候」(六 細川家史料」三) ·平戸松浦 ており、 し西軍の総大将となっ 領地 かかる大名家にとっ 0) (1) 替 後、 転封先として毛 黒田 三年 氏 わ (転封) 細川 iΦ 一家はこ 大村氏 いる黒 大名家 「雑説」 (一六一六) ない といっ 氏は幕 忠興は忠利に 細川氏にして なども 田 対 問 | 元へ帰っ が、 0 など) する 利氏所 と考え (鹿児 末 題 た 7 時 動 たの 寛永 中 期 期 b が 現 ま で 島 央

0)

ŋ